

メリーガーデン保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人メリー福祉会
所在地	大阪市西区新町4-13-16
電話番号	06-6532-1360
代表者氏名	理事長 天野敬三

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	メリーガーデン保育園本園（分園）
施設の所在地	大阪市西区新町4-13-16
連絡先	電話番号06-6532-1360 FAX06-7501-4278
管理者	園長 天野佐知子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 5人 1歳児 10人 本園(0～2歳児) 2歳児 10人 3歳児 12人 分園(3～5歳児) 4歳児 12人 5歳児 12人
利用定員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 15人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	昭和57年 4月 1日
事業所番号	2710051002782
ホームページ	https://www.merry-garden.jp

3 施設の目的・運営方針

メリーガーデン保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の

- 下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		117.85㎡
園舎	構造	(本園) 鉄骨造陸屋根3階建 (分園) 鉄骨造陸屋根3階建 (3階部分倉庫室)
	延べ面積	363.75㎡
園庭		地上園庭60㎡ 公園600㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	たんぽぽ組(満0歳児)
ほふく室	1室	
保育室	4室	さくら組(満2歳児)、ちゅうりっぷ組(満1歳児)について1室、ほし組(満3歳児)、つき組(満4歳児)、にじ組(満5歳児)については幼児クラスとして縦割りに2室
調理室	1室	
便所(児童用)	4カ所	
便所(大人用)	4カ所	
事務室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) つみき遊び

子どもの体験を形として構築し実現する過程で記憶力、想像力、問題解決、美的感覚、観察力、数、量、器用さが育ちます。また、作り上げることによって達成感、空間認識やその知識を習得します。

(3) 送迎

保護者の方をお願いします。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

2026年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育をする	10	9	1	
調理員	給食、おやつ調理、献立の作成	2	2		
事務員	諸事務、雑務をする				調理員と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:00～16:00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）
保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）
調理員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
事務員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12月29日から1月2日）及び祝祭日は休園です。

また、盆休み（8月13日、14日、15日）、創立記念日（6月第2土曜日）、卒園式（3月最終土曜日）の年5日間は家庭保育ご協力日となっておりますので、保育の必要な方は別途ご相談ください。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用

に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

		昼食	午後間食	備考
0歳児		10時30分～11時頃	15時頃	
1歳児		11時～11時15分頃	15時頃	
2歳児		11時～11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 家庭保育ご協力日は園内調理ではなく、市販のお弁当類となります。

(3) アレルギー対応状況

除去食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として、基本配置職員で対応できる範囲内において障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	大阪総合医学教育研究会
医院長名又は医師名	富田和己
所在地	大阪市西区土佐堀 1-4-6
電話番号	06-6445-8701

(2) 歯科

医療機関の名称	フレンド小児歯科
医院長名又は医師名	浅田匡彦
所在地	大阪市西区九条 1-11-9
電話番号	06-6584-8001

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災報知機 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・ 誘導灯 有 ・ 非常警報装置 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・ 窓口担当者	各担任保育士
	・ ご利用時間	8:30～ 18:30
第三者委員	・ 電話番号	06-6532-1360
	FAX	06-7501-4278
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	近藤 遼	電話番号 06-6761-1171
		<u>大阪市私立保育園連盟</u> 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国私立保育園連盟保険制度 大阪私立保育連盟園児事故対策共済 日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	保育中における事故に対する傷害、損害賠償保険
保険金額	最高1名2億円 1事故10億円

※ 重要事項説明書の同意書をもって日本スポーツ振興センター災害共済給付契約について、当園に在園する間、利用児童が加入することに同意したものとみなします。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	3人	3人	1人
1歳児	11人	3人	9人
2歳児	12人	11人	4人
3歳児	11人	12人	11人
4歳児	12人	12人	11人
5歳児	12人	12人	11人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施なし	
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ねよい

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保育材料費	連絡帳の購入費	1冊 200円 年間3冊 まで
	健康手帳	1冊 60円
保育材料費	年長組 観劇費用	年1，2回 500円/回
被服費	3歳以上児 よっちょれ Tシャツ カラー帽子	1,500円 960円
	任意購入 体操半ズボン (青色半ズボンであればOK)	2,700円
給食費	3歳以上児 副食費	4,500円
	3歳以上児 主食費	1,000円

2 時間外保育に係る利用者負担

保育標準時間認定 全年齢 1時間につき月額 2,000円

保育短時間認定 全年齢 1時間につき月額 1,000円

※ 当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付する。

同意書

私はメリーガーデン保育園の重要事項説明書についてその内容について説明を受け、その内容について理解し同意するものと致します。

2026年 月 日

利用児童名

保護者氏名

印

自筆により印は省略可